

# 長浜市スポーツ推進委員会規約

(名 称)

第1条 この会は、長浜市スポーツ推進委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、長浜市スポーツ推進委員（以下「委員」という。）相互の協力体制を確立するとともに、委員としての資質の向上や地域の生涯スポーツの推進を図り、市民の心身の健全な発達と明るい豊かな市民生活に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 委員相互の連絡と情報交換に関する事業。
- (2) 委員の資質の向上を図るための研修事業。
- (3) 団体・教育機関等の行うスポーツ行事、事業への協力に関する事業。
- (4) 市民へのスポーツについての広報、啓発、指導、助言に関する事業。
- (5) スポーツ推進事業にかかる連絡調整に関する事業。
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

(組 織)

第4条 委員会は、長浜市スポーツ推進委員をもって組織する。

(役 員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名（内1名は滋賀県スポーツ推進委員協議会理事とする）
- (3) 理 事 若干名（内1名は女性委員代表とする）
- (4) 会 計 1名
- (5) 監 事 2名

(役員を選出)

第6条 委員会の役員は、委嘱年度における第1回目の総会において選出する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。また、内1名は委員会を代表し、滋賀県スポーツ推進委員協議会理事として、滋賀県スポーツ推進委員協議会に出席する。
- (3) 理事は理事会に出席して、委員会の会務を執行する。
- (4) 会計は、委員会の会計を掌る。
- (5) 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、選出方法に準じて補充する。ただし、補充された役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(会議)

第9条 委員会の会議は、総会、理事会及び専門部会とする。

(総会)

第10条 総会は、会長が年1回以上召集し、委員の出席をもって重要事項を審議決定する。

- 2 総会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 総会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。
- 4 総会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第11条 理事会は、会長が必要に応じて随時召集し、会長、副会長及び理事の出席をもって次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会で議決した会務の執行に関する事項
  - (3) 専門部会で検討する課題等に関する事項
  - (3) その他総会での議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(専門部会)

第12条 専門部会は、部会長が必要に応じて随時召集し、第3条に掲げる事業の遂行及び理事会において提示された課題等の検討を行う。

- 2 専門部会は委員によって構成する。
- 3 専門部会には部会長1名を置き、部会長は理事に就任するものとする。
- 4 部会長は、委員の互選により決定する。

(経費)

第13条 委員会の経費は、会費、負担金、補助金、寄付金及びその他収入をもって充てる。

- 2 会費の額は、総会で決定する。

(会計年度)

第14条 委員会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第15条 委員会の事務局は、公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団に置く。

(規約の変更)

第 16 条 この規約の改廃は、総会において出席した委員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならぬ。

(補則)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が総会に諮って定める。

(付 則)

この規約は、平成 18 年 5 月 12 日から施行する。

平成 19 年 4 月 17 日 一部改正

平成 20 年 4 月 10 日 一部改正

平成 21 年 4 月 9 日 一部改正

平成 22 年 4 月 13 日 一部改正

平成 24 年 4 月 12 日 一部改正

平成 28 年 4 月 12 日 一部改正

平成 29 年 4 月 12 日 一部改正

令和元年 5 月 26 日 一部改正